

【参考】神戸市の発達障害児（者）支援の取り組み

令和2年度時点

*右端の()内は所管課。無記載は発達障害者支援センターが実施。

1 ネットワークの構築・運営

先駆的な事業を実施している大学、医療機関、親の会、民間団体など、発達障害支援に関わる機関とネットワークを構築し、協働して各種事業を展開。

(1)神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）の開催。

学識経験者・親の会・支援機関など関係機関による有識者会議として、事業運営の参考とする意見聴取の場として開催。

(2)関係行政機関等とのネットワーク

療育ネットワーク会議、こうべ学びの支援連絡調整会議、総合児童センター療育指導部会、兵庫県立こども発達支援センター市町連絡会、兵庫県発達障害支援協議会など関係機関が実施する会議に参加し、ネットワークを構築。

2 当事者・家族支援

(1)こども支援

①ペアレントメンターの活用

地域での当事者同士の支え合いの推進を目的に、発達障害児の親の会等と協働し、同じ境遇にある親同士の悩みを解決するペアレントメンター養成のための研修会を実施。

②ペアレントトレーニング

「してほしくない行動」や「してほしい行動」といった子どもの行動に焦点をあて、具体的な対応方法を学習するプログラムを小学3年生までの保護者を対象に実施。

③サポートブックの普及啓発

家族以外の支援者が関わる際にその児童の様々な情報を知ってもらうためのツールである「サポートブック」の作り方や使い方を、発達障害児の保護者が学ぶ研修会を実施。

④ペアレントプログラム

子育てに難しさを感じる保護者が子どもの行動を客観的に理解する方法を学び、より楽しく子育てできるようにするとともに、支援者もプログラムに参加することにより、保護者支援に必要なスキルを学ぶ。

⑤祖父母向け講座の実施

おおむね就学前から小学校3年生までの発達障害の孫を持つ祖父母を対象に発達障害児への理解を深める基礎講座を実施。

⑥家族支援事業

発達障害児の保護者の悩みを和らげ、保護者が子どもの特性を理解し適切な療育ができるようにするための連続講座を開催。

⑦大学と連携した地域支援教室

神戸大学と神戸市との地域連携事業として、発達障害児やその保護者を対象とした療育プログラムや専門研修プログラム等を、地域の身近な場所で開催。

⑧県と協働した医療・療育環境の充実

県立こども発達支援センターの神戸市の窓口として、利用に係るインテークや利用後のフォローなど、円滑な利用を可能とする連携を実施。

(2)おとなの支援

①相談窓口の設置

発達障害者が身近な場所で相談できる窓口として、市内4か所で発達障害者相談窓口事業を実施。当事者が地域でより快適な生活を送れるよう、日常生活、就労、医療、教育など多岐にわたり相談支援をしている。個々のニーズに応じた支援計画の作成と継続的な支援とともに、各関係機関と連携をとり支援を行っている。対象者は市内在住の15歳以上の未診断を含む発達障害者とその家族。

②居場所づくり

発達障害者の身近な居場所として、市内4か所で発達障害者居場所事業を実施。発達障害者が日常生活や職場での生きづらさから解放され、ほっとできる場を提供するとともに、ゲームや外食会などのリクリエーションや就労・生活技術のスキルアップをめざすプログラムを実施。毎日型の居場所は、SSTのプログラムや相談を行っている。対象者は発達障害者相談窓口を通じて紹介された市内在住の18歳以上の発達障害者。

③更生相談所の診断

「発達障害者相談窓口」からの依頼に基づき、相談や判定、嘱託医師による診断を実施。

④当事者向けSST「グループセッション」の実施

発達障害者相談窓口を利用中の就労を目指す当事者を対象にSSTを実施。

(3)思春期・青年期支援

①思春期年代当事者向けSST（ソーシャルスキルトレーニング）の実施

- ・対象：不器用さや対人関係に悩んでいる、またはコミュニケーションについて学んでみたい中学生・高校生
- ・内容：参加者同士の交流を通して必要なコミュニケーションスキルを学ぶ。夏休みなど長期休暇に実施。

②発達障害者相談窓口

- ・対象：15歳以上の発達障害者、家族、支援機関、企業など
- ・内容：身近な場所で相談・支援が受けられるよう、市内4か所に設置

③思春期・青年期発達支援事業

※必要な場合は、有識者によるスーパーバイズを実施

a あっとらんど（第2・4火・土）

- ・対象：13歳～18歳の発達障害児・家族
- ・内容：臨床心理士の面談による相談支援

b Be・ユース（第2・4土）

- ・対象：13歳～18歳の発達障害児
- ・内容：作業療法士による本人の個別サポート

④大学生の当事者向けSST「グループセッション」

- ・対象：コミュニケーションに苦手意識をもつ大学生・大学院生

・内容：ソーシャルスキルトレーニング、ストレス対処スキルなど

⑤思春期医療家族相談 (健康局精神保健福祉センター)

精神保健福祉センターにて予約制で受付。精神科医師による家族を対象とした相談、原則1回。

思春期をめぐる精神保健の問題について相談に応じており、相談内容は思春期特有の精神疾患(初期統合失調症、若年期のうつ、摂食障害、不安・脅迫、性同一性障害など)、家庭内暴力や不登校、ひきこもり、インターネット依存、発達障害などに関するもの。必要に応じ医療機関などの紹介を行っている。

⑥中学校通級指導教室 (教育委員会事務局)

- ・対象：通常の学級に在籍する自閉症スペクトラム等発達障害のある生徒
- ・内容：個に応じたSSTなどの自立活動を中心とした学習を週1回程度、市内6か所にある通級指導教室で実施

⑦高等学校通級指導教室 (教育委員会事務局)

- ・対象：発達障害(LD,ADHD,自閉症スペクトラム)等のある神戸市立高校生
- ・内容：通級指導担当教員による巡回指導(SSTなどの自立活動を主とする。)

⑧こうべ学びの支援センター (教育委員会事務局)

- ・対象：通常の学級に在籍する発達障害等のある中学生(小学生も対象)
- ・内容：教育相談(発達検査を含む)、医療教育相談、学校巡回相談

⑨発達クリニック「思春期子育て講座」 (社会福祉協議会)

- ・対象：11歳～15歳の子どもに対応に悩んでいる保護者
- ・内容：グループ指導を中心とした子育て講座

⑩居場所づくり事業「スマイルクラブ」 (社会福祉協議会)

- ・対象：小学4年生～中学生までの発達がゆっくりな子どもと家族
- ・内容：周囲に気兼ねなく参加できる、音楽・料理・パソコン・運動・自由あそびなどの専門プログラムを提供。また、保護者交流を図り、セルフヘルプによる保護者支援を実施。

⑪大人版ペアレントトレーニングの実施

青年期以降の当事者家族を対象としたペアレントトレーニングを実施する。

3 人材育成

(1)発達障害支援者サポート事業 (社会福祉協議会への委託事業)

対象：保育所、教員、児童館職員、児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所職員など

内容：6講座14回 作業療法、個別支援計画作成、インリアルアプローチ、感覚運動、言語療法、発達検査について、講義形式・グループワーク・実習を通じて学ぶ。

(2)発達障害者ボランティアサポート事業 (社会福祉協議会への委託事業)

対象：学校・児童館・地域等で発達がゆっくりな子どものボランティアをしている人、していこうと考えている人

内容：8講座12回 発達障害の基礎知識、音楽療法、ソーシャルスキルトレーニング、TEACCHプログラムについて、講義形式で学ぶ

※なお、規定数の講座修了者を療育サポーターとして育成し、神戸市総合児童センターにおける療育指導事業のプログラムでの活動を通し、スキルアップと事業の充実を図っている。(社会福祉協議会)

(3)発達障害支援関係職員研修

対象：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所など発達障害児に携わる職員

内容：講義及びグループワークにより発達障害にかかる知識を習得

(4)児童発達支援事業所等巡回支援

対象：児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

内容：支援を希望する事業所に発達障害に係る専門知識を有する作業療法士を派遣し、関わり方や環境調整について助言を行う。

(5)夏期集中セミナー

(教育委員会事務局)

対象：保育所園保育士・幼稚園教員、小中学校・高等学校教員

内容：発達障害などの理解・対応に関する講義（2日間6講座）

※令和2年度は中止

(6)発達障がい児等対応の巡回支援事業

(社会福祉協議会)

対象：市内児童館

内容：市内児童館の学童保育児童として登録されている発達障がい児等配慮の必要な子どもに、より良い支援ができるよう、専門家を派遣。年度末に、3～5館ごとの合同グループワークによるカンファレンスも実施。

(7)障がい児保育ゼミ

(社会福祉協議会)

対象：市内保育所（園）、幼稚園、認定こども園、児童館などで障がい児童を担当している保育者

内容：事例発表やディスカッションや、専門家からのアドバイスを通じて、発達障がいへの理解を深め、よりよい保育を行うための実践研修

(8)支援関係職員研修

対象：発達障害者相談窓口、障害者地域生活支援センター、障害者地域活動支援センター、居場所、区役所、しごとサポートなどの職員

内容：講義及びグループワーク・演習・事例検討により発達障害の基礎知識を習得する。

(9)全市事例検討会など専門研修

対象：発達障害者相談窓口、居場所、障害者地域生活支援センター、障害者地域活動支援センターなどの職員

内容：学識経験者を講師として困難事例の把握、全般的な課題や関りの基本姿勢を整理し、支援スキルの向上を図る。

(10)地域活動支援センターへのスーパーバイズ

対象：地域活動支援センター(センター型)

内容：発達障害者が身近な場所で適切な支援が受けられるよう、発達障害者相談窓口の相談員が地域活動支援センターへのスーパーバイズを実施。

(11)かかりつけ医研修

(国からの伝達研修)

対象：医療従事者

内容：国の発達研修を踏まえた対応力研修を、兵庫県、兵庫県医師会、神戸市医師会と連携して実施。

(12)要請による研修講師派遣

4 市民啓発・広報事業

年3回、学識経験者や当事者などを招いて市民対象の講演会を実施。

啓発のための小冊子やリーフレットを作成し、配布、広報を実施。

18歳以上の発達障害者の支援機関（おとな）

○発達障害者支援センター

- ・発達障害者相談窓口

※平成29年4月より15歳～

身近な相談支援機関として市内4ヶ所に設置

各種相談対応、就労等関係機関との連携

診断や検査はしていない（診断や検査は、医療機関の受診が基本）

- ・ネットワーク構築、研修、啓発事業
- ・思春期・青年期発達支援事業

○発達障害者居場所

- ・月1回開催：市内3ヶ所に地域活動支援センターの法人に委託
- ・毎日型：市内1ヶ所に地域活動支援センター（発達型）

○障害者福祉センター・更生相談所

- ・発達障害の診断
- ・療育手帳に関わる判定,交付

○精神保健福祉センター

- ・精神障害者保健福祉手帳の判定・自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定

○障害者地域生活支援センター

- ・発達障害に関わらず,すべての障害相談に対応する身近な相談支援機関

○各区健康福祉課

- ・障害福祉サービスの利用相談・申請
- ・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請・交付
- ・自立支援医療費(精神通院医療)の申請

○各保健センター

- ・保健師,精神保健福祉相談員による健康相談

○しごとサポート、就労移行支援事業所等、ハローワーク等就労支援機関

- ・発達障害に特化した相談員を配置した相談支援
- ・ジョブコーチによる定着支援

○地域活動支援センター

- ・相談,日中活動の場の提供

障害児通所支援事業所巡回支援（障害児支援の質の向上への取組み）

1. 目的

児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所の利用者・事業所が年々増加する中、事業所の職員に対し、作業療法士等の専門家から支援方法等の助言・指導を行い、職員の専門性を高めることにより、支援の質の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

- (1) 実施時期：令和3年5月～（予定）
- (2) 対象事業所：放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所（約290事業所）
- (3) 巡回頻度：年間60か所（予定）
- (4) 巡回する専門家：大学教員（社会福祉士・作業療法士・臨床心理士） 当初3名
- (5) 巡回時間：児童発達支援事業所は10～12時、放課後等デイサービス事業所は15時半から17時半を基本の訪問時間とする。
- (6) 具体的な支援内容：
 - ・個々のケースに対する支援内容、環境設定、保護者支援等の事業所からの相談への助言
 - ・効果的な個別支援計画の策定、支援方法等の技術的指導、制度運用の理解促進を図る助言・指導
- (7) 支援方法：事業所へ訪問し、対面による支援を基本とする。
※コロナ感染状況を鑑みて、オンラインによる実施も検討する。監査指導部監査の実施開始と時期をそろえる。
- (8) 実施順序決定方法：直近で、監査指導部による実地監査と発達障害者支援センターによる巡回支援を実施した事業所を除いて選定。

3. 年間スケジュール

- 令和3年3月 全事業所へ巡回実施についての周知
- 令和3年4月 対象事業所を選定し、該当事業所に通知
- 令和3年5月～令和4年2月 巡回支援
- 令和4年2月 今年度の振り返り（巡回スタッフから報告を受け課題を洗い出す）

記者資料提供（令和3年3月18日）

神戸市こども家庭局 家庭支援課 吉井、藤牧

TEL：078-322-6846（内線4837） FAX：078-322-6119

E-MAIL：kodomo_kateishien@office.city.kobe.lg.jp



神戸市療育ネットワーク会議「第4回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」の開催

障害のある子どもが身近な地域で必要な支援を受けることができるとともに、障害の有無に関わらずあらゆる子どもが共にすこやかに成長できる環境づくりを推進するため、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策について協議と施策の推進を行う場として、平成29年度より実施しているものです。

この「神戸市療育ネットワーク会議」における施策検討を進めるため、「第4回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」を、次のとおり開催します。

1. 会議名

神戸市療育ネットワーク会議「第4回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」

2. 目的

就学前の発達のご案内になる子どもの支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図る。

* 「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団の活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）

3. 開催日時・場所

（日時）令和3年3月25日（木曜）15：00～17：00

（場所）三宮研修センター6階605

神戸市中央区八幡通4丁目2番12号

4. 議題（予定）

就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制の現状と課題について

- （1）神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について
- （2）就学時のつなぎ・情報連携について

5. 傍聴の定員

定員5名（先着順）

6. 傍聴の手続等

- 当日の 14 時 40 分から 15 時まで先着順で受け付けをいたします。
- 傍聴人は、写真等の撮影及び会議の録音はできません。

